

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)
知事メッセージ

令和3年3月8日
青森県危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

去る3月5日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長が決定されました。

青森県としては、先の緊急事態宣言発出を踏まえ、1月8日から県民の皆様方に対して緊急事態宣言の対象となっている特定都道府県との不要不急の往来について控えていただくよう協力要請しているところですが、今般の期間延長に伴い、3月8日以降につきましても同様の御協力をお願いします。

また、3月・4月は進学・就職・転勤等に伴う移動が多くなることから、特定都道府県をはじめ感染症患者が多数発生している地域から青森県に移動してくる方におかれては、

- 検温など日々の健康観察を行うこと
- 「三密」となる場面を避けること
- 飲酒を伴う懇親会等を控えること
- 大人数や長時間に及ぶ飲食を控えること
- 感染拡大地域等への旅行を控えること

など、移動前2週間程度は、感染リスクが高まる行動を控え、健康観察を徹底していただくとともに、移動後2週間程度は、不要な外

出を控えるなど感染防止対策を徹底してくださるようお願いいたします。

また、年度末・年度始めは、送別会や歓迎会など会食の機会が増えるシーズンですので、こうした場面においては、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を実践していただくようお願いいたします。

具体的には、送別会などの会食は、なるべく「普段から一緒にいる人」と「少人数」で行っていただくこととし、

- ガイドラインを遵守している飲食店を選ぶこと
- 体調が悪い方は参加しないこと
- 会話する時は必ずマスクを着用すること
- 短時間で、深酒やはしご酒などは控え、適度な酒量とすることなどに留意していただくようお願いいたします。

これらの対策が確保できない場合には、飲食を伴わない開催を検討してください。

政府では、イベント開催制限について、現在の感染状況等を踏まえ、2月末までの取扱いとしていた収容率要件及び人数上限を、当面4月末まで延長しました。

これに伴い、本県におけるイベント開催制限についても政府の方針に沿って期間を延長しましたので、イベントの主催者、施設管理者におかれましては、引き続き、業種別ガイドラインに基づき、イベントの種類・様態に応じて想定される感染リスクを踏まえ、事前に十分な検討及び準備を行った上で、必要な対策を徹底していただくようお願いいたします。

なお、ゴールデンウィーク期間中に開催を予定しているイベント等については、現在の開催制限の考え方に沿って準備を進めていた

だくようお願いします。

本県の感染状況は、先般、県内で初めて変異株の感染例が確認されたところですが、変異株が市中にまん延している状況にはないものと認識しております。

また、新規感染症患者の発生については減少傾向となり、次第に落ち着きを取り戻しつつあります。

一方、全国的には、変異株の感染例が継続的に確認され増加傾向にあるほか、今後、年度末・年度始めという感染リスクが高まる時期を迎えることを踏まえ、しっかりと感染防止対策を講じていく必要があると考えております。

春の訪れとともに、様々な活動が活発になるものと思いますが、年度末・年度始めの会食や人の移動等が感染拡大の引き金とならないよう、県民の皆様方お一人お一人が十分に気を付けていただくようお願いいたします。